

農地・水・環境保全向上対策(共同活動)とは！

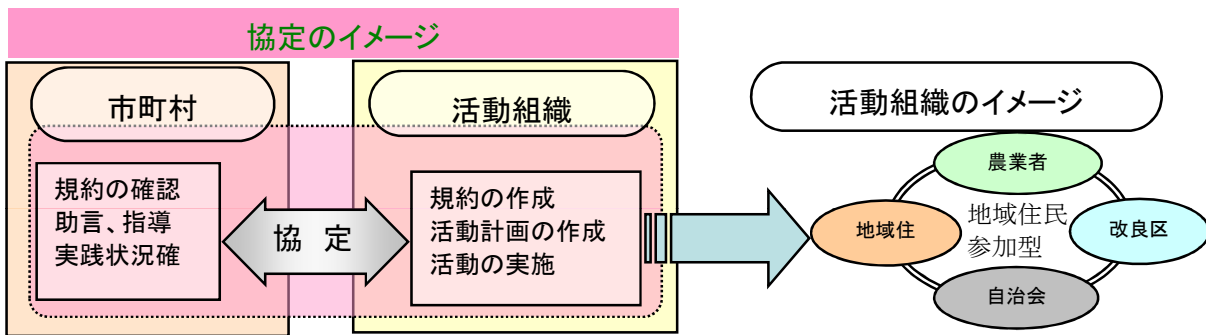
新しい施策の目的

過疎化、高齢化が進んでいる現在の農村において、農地、水路、農道などの資源を適切に保管理することが難しくなっている現状があり、一方では国民の環境に対する感心や期待は高まっており、農村の環境を守り育てていくことが求められています。

当事業は、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、農業者と地域住民が連帯して行う農道や水路等の維持保全活動(共同活動)と農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な営農活動を支援するものです。本対策の実施期間は平成19年度から23年度までの5年間となっています。

どうすれば支援が受けれるのですか？(協定の締結)

- ①農業者と地域住民や自治会等で活動組織を作ります。(規約の作成)
- ②活動組織で話し合い、活動計画を作ります。(活動計画の作成)



どれくらいの助成が受けれるのですか？(支援額)

- ①国からは下記の半額の支援が受けられます。

(参考) 支援の水準(年間)

	反当たり単価上限額
水田	4,400円/反
畑	2,800円/反
草地	400円/反

支援例

- 活動組織のエリア面積30ha、内農振農用地20ha(200反)の田のみの地区の場合
200反×4,400円(上限額)

わだち等への砂利の補充



水路沿いに花の



